

福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

平成19年2月1日

福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号

最終改正：令和2年福島県後期高齢者医療広域連合条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第24条第5項の規定に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合の職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第6条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、特別調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合(職務の遂行上その必要があるものとして支給される場合を除く。)においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、福島県職員の給与に関する条例(昭和26年福島県条例第9号。以下「県給与条例」という。)第3条第1項で規定する給料表の例によるものとする。

2 県給与条例第3条第1項第1号で規定する行政職給料表は、次項及び第4項の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

3 県給与条例第3条第1項第5号イで規定する医療職給料表(二)は、栄養士である職員に適用する。

4 県給与条例第3条第1項第5号ウで規定する医療職給料表(三)は、保健師及び看護師である職員に適用する。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

(1) 行政職給料表等級別基準職務表(別表第1)

(2) 医療職給料表(二)等級別基準職務表(別表第2)

(3) 医療職給料表（三）等級別基準職務表（別表第3）

2 広域連合長は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

3 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、第1項に規定する等級別基準職務表及び規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

（初任給及び昇給等の基準）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級以上の職員で規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうちこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

9 前各項の規定にかかわらず、法第28条の6第1項の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（短時間勤務職員の給料月額）

第5条の2 法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給方法）

第6条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額の全額を支給する。

2 給料の支給日は、月の16日以後の日のうちにおいて規則で定める日とする。

（給料支給の始期、終期及び計算）

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡したときは、その月分全額を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 前条及び前3項に定めるものを除くほか、給料の支給方法に関して必要な事項は、規則で定める。

（特別調整手当）

第8条 広域連合長は、管理又は監督の地位にある職員のその職の特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整手当を定めることができる。

2 前項の特別調整手当は、給料月額の100分の20を超えてはならない。

（扶養手当等）

第9条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当の支給については、県給与条例における福島県の職員（以下「福島県職員」という。）の例による。

第10条から第13条まで 削除

（給与の減額）

第14条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休

日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認を除く。)のあった場合を除き、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第9条第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の1.25から100分の1.50までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の2.5を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)

における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の1.25から100分の1.50までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の1.00」とする。

- 3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の2.5から100分の5.0までの範囲内で規則で定める割合を乗じて

得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 短時間勤務職員が勤務時間条例第4条の規定により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。

5 次の各号に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間 100分の50

（休日勤務手当）

第16条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。

3 前2項の休日等とは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日（勤務時間条例第3条第1項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該祝日法による休日が勤務時間条例第4条の規定による週休日に当たるときは、広域連合長が定める日））及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全時間を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。

（夜間勤務手当）

第17条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する職員に、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

2 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第15条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第19条 第14条から第17条までに規定する全時間に1時間未満の端数が生じた場合の取扱いについては、規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 第8条第1項に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条、第9条及び第10条第1項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第21条 第15条、第16条第2項及び第17条の規定は、第8条第1項に規定する職にある職員及び派遣地方公共団体から管理職手当の支給を受ける職員には適

用しない。

第22条から第25条まで 削除

(寒冷地手当)

第26条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、公署の所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して規則で定めるものに在勤する職員であって規則で定める区域に居住するもの（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

(特別調整手当等の支給方法)

第27条 第8条、第15条から第17条まで及び前条に定めるものを除くほか、特別調整手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給方法に関して必要な事項は、規則で定める。

(退職者の給与)

第28条 退職者の給与の支給については、福島県職員の例による。

(専従退職者の給与)

第29条 職員が法第55条の2第1項ただし書の許可を受けたときは、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

第30条 削除

(口座振替による支払)

第31条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(寒冷地手当の特例)

2 当分の間、第26条の規定については適用しない。

(55歳を超える職員の給与の減額支給等)

3 給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもの（以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成32年3月31日までの間、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 福島県職員の例による。

(2) 期末手当、勤勉手当及び第28条の規定により支給される給与 福島県職員の例による。

附 則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年福島県後期高齢者医療広域連合条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第25条第2項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

（平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 平成19年12月に支給する勤勉手当に関するこの条例（附則第1項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第25条第2項の規定の適用については、改正後の条例第25条第2項中「100分の72.5」を「100分の77.5」とする。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（広域連合長への委任）

4 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則（平成21年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規程は、平成21年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて

支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(広域連合長への委任)

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則 (平成22年福島県後期高齢者医療広域連合条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(広域連合長への委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則 (平成22年福島県後期高齢者医療広域連合条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(この項及び次項において「改正後の給与条例」という。)第22条第2項から第6項まで若しくは第28条第1項から第3項まで、第5項、第6項若しくは第8項又は附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(以下この号において「給与条例」という。)第30条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は改正後の給与条例附則第3項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けない職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において、減額改定対象職員が受けるべき給料、特別調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当(給与条例第13条第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.86を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下この号において「施行日」という。)

の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.86を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第8号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（広域連合長への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、福島県後期高齢者医療広域連合長が定める。

附 則（平成23年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例別表の規定は平成24年1月1日から適用する。

附 則（平成26年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は平成26年4月1日から、改正後の条例第25条第2項及び附則第7項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給され

た給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 27 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第 3 項の規定の適用を受ける同項に規定する特定職員（以下単に「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 8 条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは「給料月額と福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（平成 30 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の特例）
- 6 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間においては、給与条例第 13 条第 2 項中「30,000 円」とあるのは、「30,000 円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

附 則（平成 28 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 2 項、附則

第7項及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第25条第2項及び附則第7項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成27年12月期に支給する勤勉手当の特例）

- 4 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第25条第1項の規定に基づいて職員が平成27年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の条例第25条第2項の規定の適用については同項中「100分の80」とあるのは「100分の85」とし、改正後の条例附則第7項の規定の適用については同項中「100分の0.72」とあるのは「100分の0.765」とする。

附 則（平成29年福島県後期高齢者医療広域連合条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例を適用する場合においては、改正前の福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

給料表の種類は、福島県職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号。以下「県給与条例」という。）第3条第1項で規定する給料表の例によるものとする。

- 2 県給与条例第3条第1項第1号で規定する行政職給料表は、次項及び第4項の

給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

3 県給与条例第3条第1項第5号イで規定する医療職給料表（二）は、栄養士である職員に適用する。

4 県給与条例第3条第1項第5号ウで規定する医療職給料表（三）は、保健師及び看護師である職員に適用する。

第4条第1項中「標準的な職務の内容は、別表のとおりとする。」を「職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 行政職給料表等級別基準職務表（別表第1）
- (2) 医療職給料表（二）等級別基準職務表（別表第2）
- (3) 医療職給料表（三）等級別基準職務表（別表第3）

第4条第2項中「分類の基準（次項において「等級別基準職務表」という。）に適合するよう」を「分類の基準に適合するように」に、「職務の級の定数を設定し」を「職務の級の定数を設定し」に改める。

第4条第3項中「等級別基準職務表」を「第1項に規定する等級別基準職務表及び規則」に、「広域連合長」を「任命権者」に改める。

第5条に次の1項を加える。

9 前各項の規定にかかわらず、法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（短時間勤務職員の給料月額）

第5条の2 短時間勤務職員の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第2項中「、広域連合長が規則で定める日」を「規則で定める日」に改める。

第7条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条の規定による週休日」を「勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日」に改める。

第9条中「職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）」を「県給与条例」に改める。

第14条第1項中「、その勤務しないことについて広域連合長の承認のあった

場合を除くほか」を「、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認を除く。）のあった場合を除き」に、「減額した」を「減額して」に改め、同条第2項中「（平成3年法律第110号）」を削る。

第15条中第3項を第5項とし、同条第2項中「前項の規定」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 短時間勤務職員が勤務時間条例第4条の規定により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。

第15条第1項の次に次の1項を加える。

2 短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第18条第1項中「8時間」を「7時間45分（短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）」に改める。

附則第3項第1号中「福島市職員」を「福島県職員」に改める。

別表中「第3条」を「第4条」に、「等級別基準職務表」を「行政職給料表等級別基準職務表」に、5級の項中「1 課長補佐の職務」を「1 課長の職務」に、6級の項中「1 課長の職務」を「1 困難な業務を分掌する課長の職務」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務内容
1 級	栄養士の職務
2 級	困難な業務を行う栄養士の職務
3 級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
4 級	1 困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
5 級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
6 級	1 困難な業務を分掌する課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務内容
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師又は看護師の職務
3 級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
4 級	1 困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
5 級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
6 級	1 困難な業務を分掌する課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
7 級	1 次長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

附 則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 2 福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように

改正する。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(休職者の給与)

第28条 職員給与条例第28条の規定は、会計年度任用職員に準用する。

別表第2及び別表第3中「職務内容」を「基準となる職務」に改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務内容
1級	1 主事の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
2級	1 副主査の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
3級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
4級	1 困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
5級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
6級	1 困難な業務を分掌する課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
7級	1 次長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
8級	1 事務局長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表(二)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務内容
1級	栄養士の職務
2級	困難な業務を行う栄養士の職務
3級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
4級	1 困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

5級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
6級	1 困難な業務を分掌する課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務内容
1級	准看護師の職務
2級	保健師又は看護師の職務
3級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
4級	1 困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
5級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
6級	1 困難な業務を分掌する課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
7級	1 次長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務